

エコファーマーの認定状況及び特別栽培農産物の認証状況について

1. エコファーマーの認定状況

(1) 年度別認定数(実農家数(戸))(各年度3月末現在)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認定数	8,577	9,846	10,013	9,912	10,066	9,158	8,031	7,665	7,399	7,284	6,732

平成 29 年 3 月末現在で全国 5 位

(2) 累積新規認定数(各年度3月末現在)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認定数	8,652	10,537	11,069	11,646	12,225	12,532	12,892	13,120	13,384	13,868	14,185

(3) 地域別、作物別の認定数(実農家数(戸))(平成 30 年 3 月末現在)

地域	作物別										合計
	水稲のみ	水稲+野菜	野菜のみ	野菜+果樹	果樹のみ	水稲+果樹	大豆のみ	水稲+大豆	大豆+野菜	その他	
村山	498	60	321	24	692	50	25	14	17	129	1,830
最上	47	3	277	1	12	1	0	0	0	22	363
置賜	376	48	170	19	117	84	0	12	2	77	905
庄内	2,201	445	663	34	75	42	2	19	1	152	3,634
合計	3,122	556	1,431	78	896	177	27	45	20	380	6,732
H28	3,296	624	1,490	75	1,089	207	35	58	28	382	7,284

2. 特別栽培農産物の認証状況

(1) 年度別認証数(実農家数(戸))(各年度3月末現在)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認証数	5,479	6,122	6,325	8,012	8,221	8,517	8,265	7,907	8,167	8,681	8,518

(2) 地域別、作物別の認証状況(平成 30 年 3 月末現在)

	水稲		大豆		果樹		野菜		合計	
	延べ農家数(戸)	面積(ha)	延べ農家数(戸)	面積(ha)	延べ農家数(戸)	面積(ha)	延べ農家数(戸)	面積(ha)	延べ農家数(戸)	面積(ha)
村山	2,045	2,468	0	0	20	11	5	1	2,070	2,480
最上	989	1,168	1	1	0	0	10	4	1,000	1,172
置賜	2,810	3,521	16	26	17	4	1	1	2,844	3,551
庄内	5,310	8,039	23	48	43	16	103	42	5,479	8,144
合計	11,154	15,195	40	74	80	31	119	46	11,393	15,347
H28	11,209	14,893	36	68	80	31	192	53	11,517	15,044

野菜:えだまめ、メロン、にら、なす、さといも、つるむらさき、ほうれんそう、トマト等

果樹:かき、おうとう、ぶどう等

環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について

表 1 環境保全型農業直接支払交付金の取組み推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境保全型農業直接支払交付金 取組面積 (ha)	2,545	4,950	5,861	7,561	7,120	7,584	7,173
山形県の経営耕地面積に占める 割合 (%)	2.4	4.7	5.6	7.5	7.1	7.5	7.1
取組農業者数 (人)	996	1,418	1,590	2,720	2,852	2,487	2,445

農水省 HP から抜粋

平成 30 年度取組面積は県取りまとめの申請面積 (H30 年 7 月現在)

経営耕地面積は 2010 年及び 2015 年農林業センサス

平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 30 年度は取組農業者数は、県取りまとめの人数

表 2 環境保全型農業直接支払交付金の交付金額推移

(単位:千円)

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境保全型農業直接支払交付金 交付金額	203,131	209,852	253,068	329,005	320,133	296,309	289,635

農水省 HP から抜粋

平成 29 年度は交付見込み金額

表 3 平成 30 年度の支援対象別の取組面積

(単位:ha)

地域	全国共通取組			地域特認取組								合計	地域 別割 合 (%)
	加 ^レ ク ロツ ^ク	堆肥 の 施用	有機 農業	簡易 ビ ^レ ホ ^ク プ ^ク	夏期 湛水	ビ ^レ ン グ ^ク マル ^ク	草生 栽培	冬期 湛水	水稲 IPM 草刈 秋耕	果樹 IPM 交信攪 乱剤	炭の 投入		
村山	0	20	80	0	0	0	0	75	503	5	0	683	10%
最上	14	10	152	0	0	0	0	49	0	0	0	225	3%
置賜	6	850	187	1	0	0	0	165	25	0	1	1,235	17%
庄内	5	2,823	191	2	1	0	0	769	1,238	0	3	5,031	70%
県計	25	3,703	611	3	1	0	0	1,059	1,765	5	3	7,173	
取組 別割 合 (%)	1%>	52%	9%	1%>	1%>	0%	0%	15%	25%	1%>	1%>		

県取りまとめの申請面積 (H30 年 7 月現在)

小数点以下の集計により一部合計値が一致しない

平成 30 年 4 月 13 日
農 業 技 術 環 境 課

環境保全型農業直接支払交付金における草生栽培の取組について（案）

本県における地域特認取組である草生栽培の取組については、下記の理由により、平成 31 年度以降は廃止とする。

記

本県では過去 5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度）において取組の実績が無く、平成 30 年 2 月に実施した平成 30 年度要望量調査においても、取組の要望量が無いこと。

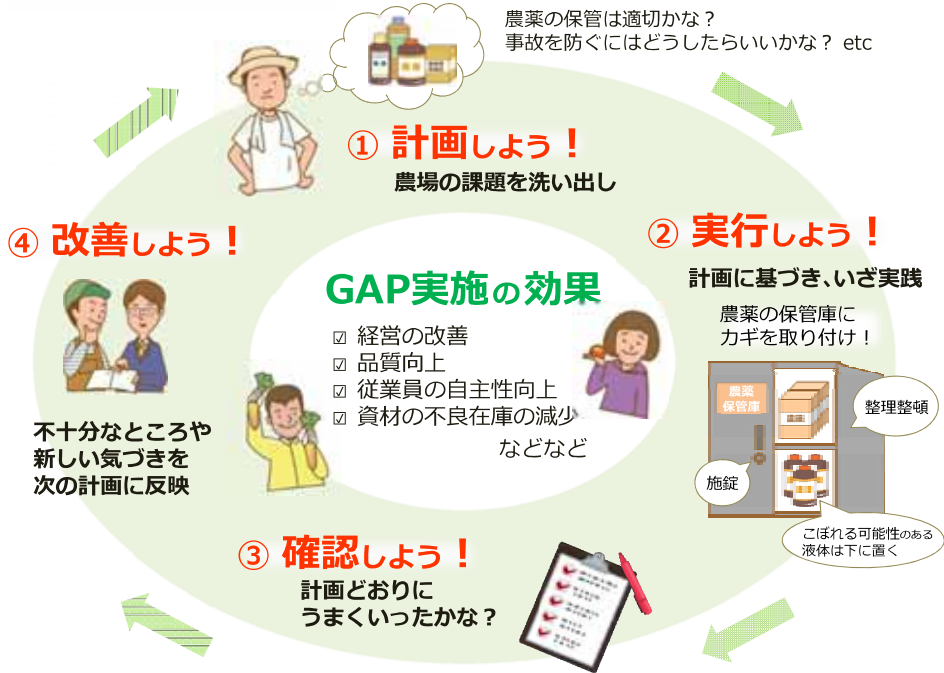
Good Agricultural Practice つまり、より良い農業生産に取り組むこと。

GAPって??

国際水準GAPの実施とは、①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理の全ての項目に取り組むことをいいます。



GAP実施のイメージ



Q&A

取組内容は自分で決めていいの？

はい。取組内容はご自身で決めていただけます。農場経営を行う上での課題を見つけていただき、その改善を実行していくことで、持続可能な農業生産の実現をめざします。

決めたことが達成できたら終わり？

いいえ。設定した課題が達成できたら、次の課題に挑戦することが大切です。GAPの取組にはみなさまが毎日頃行ってきたものも多くあります。これにとどまらず、改めてご自身の経営を見つめ直し、さらに新しく良い取組を取り入れ、習慣付けることが持続可能な農業生産のために大切です。

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県
または農林水産省生産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

3

環境保全型農業に取り組むみなさまへ

平成30年度から
環境保全型農業直接支払交付金の
交付要件が変わります



生産者のみなさまがこれからもより良い農業を続けていけるように、農林水産省は、農作業の工程を見直し、経営の改善などにつなげる「GAPの実施」を進めています。環境保全型農業直接支払交付金では、環境保全の取組だけではなく、消費者が重視する食品安全や、生産者自らの身を守るための労働安全などにも取り組む「国際水準GAPの実施」を30年度から新たな交付要件とします。



取り組んでいただく内容

ステップ1 国際水準GAPに関する指導・研修を受けてください

- GAP指導者による指導
- 地方公共団体が主催する研修
- 民間団体が主催する研修
- オンライン研修 (<http://gap.maff.go.jp/>) など



指導・研修の内容は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、これら5つの項目を含んでいることが必要です
受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます

農林水産省提供の
無料オンライン
研修もあります



ステップ2 GAPを実施してください

- 1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施します。

ステップ3 「GAP理解度・実施内容確認書」を提出してください

- 1の指導・研修で学んだ内容に基づいて、ご自身にとって必要な取組、課題を考えます。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「課題の理解」の欄に記入します。

- ご自身が必要だと考えた取組を実施してください。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「実施内容」の欄に記入してください。

- 関連書類をご自身で保管してください。

GAPの取組を行ったことを証明する書類（例：ほ場台帳、栽培計画、農薬の使用計画、農薬・肥料等の在庫台帳、出荷記録台帳など）を保管してください。提出を求めることがあります。

GAP理解度・実施内容確認書 拡大版は [こちら](#) をご覧ください

課題の理解	実施内容
1. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと
2. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと
3. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと
4. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと
5. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと
6. 農薬の保管庫の鍵を適切に管理する (2-18.1)	取り組むこと

1

GAP理解度・実施内容確認書

課題の理解

指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

実施内容

左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。

1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）

※ 従業員を雇用している場合、記載すること

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

30年度は実施を必須としません

5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

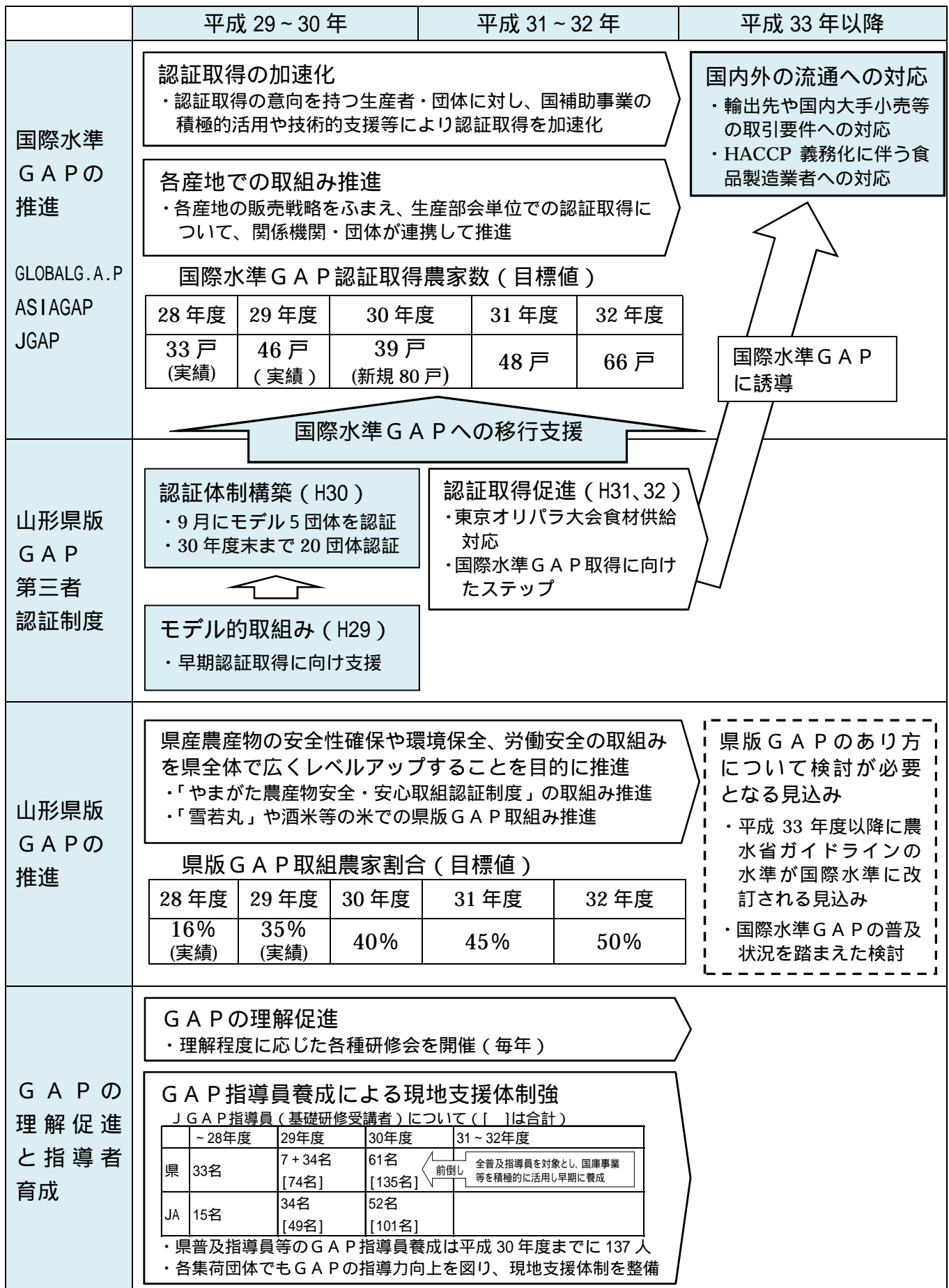
[
•
•
]



民間団体による第三者認証を取得している場合などは認証書等の提出をもって、「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略することができます。

①	民間団体による 第三者認証を取得している 場合 → すでにGAPに関する知識を有し、実施しているので、要件を満たしています。認証書の提出が必要です。
②	民間団体による 第三者認証の取得準備中 の場合 → GAPに関する知識を習得中であり、実施に移行していると考えられるので、要件を満たしています。認証取得準備中であることがわかる書類の提出が必要です。
③	【H30,31限り】 国が定める GAP共通基盤ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取組の確認を受けている 場合 → 都道府県GAPの取組の確認を受けたことを証明する書類の提出と合わせて、人権保護、農場経営管理の項目に関する指導・研修（パンフレットによる学習等を含む）の受講及び該当部分の「GAP理解度・実施内容確認書」の提出が必要です。ただし、都道府県GAPが食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の全項目を満たす場合には、指導・研修の受講及び「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略することができます。

山形県における各種GAPの推進スキーム



「山形県版GAP」第三者認証制度が スタートしました

山形県農林水産部

1 「山形県版GAP」とは

県が農林水産省のガイドラインに準拠して策定したGAP（農業生産工程管理）で、「食品安全」「環境保全」「労働安全」を3つの柱として点検項目と適合基準（満たすべき水準）が設定されています。各生産工程で適切な時期に点検を行い、改善を図るための取り組みです。

2 GAPの第三者認証について

GAPは、各点検項目の適合基準を満たすように取り組み、自己点検しながら改善を図ることが重要ですが、第三者認証とは、第三者である認証機関が点検し認証することであり、GAPの取り組みが適正に行われていることを販売先等に示すことができます。

なお、山形県版GAPの第三者認証を取得することで、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準を満たすことができます。

3 制度の概要

- (1) 認証機関：公益財団法人やまがた農業支援センター
(山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館6F)
- (2) 対象品目：「米」、「青果物（野菜・果樹）」
- (3) 認証の対象者：県内で農産物を生産する農業者等で構成する事務局を有する団体
- (4) 認証の要件：ア 山形県版GAPを申請前3か月以上の期間実践していること
イ 各点検項目の適合基準を満たしていること
ウ 年に1回以上内部監査が行われていること
- (5) 審査の方法：団体の事務局及び生産現場等で山形県版GAPの取組状況を審査し、その結果をもとに、有識者等で構成する審査判定委員会において、認証の可否を決定します。
- (6) 認証費用：無料

申請団体を募集しています

受付期間：随時

(年内認証希望の場合は平成30年10月20日まで)

申請に必要な書類： 山形県版GAP認証申請書
団体を構成する農場の名簿
内部監査シート 誓約書

申請に当たっては、山形県各総合支庁各農業技術普及課に相談してください。

<問い合わせ>

山形県農林水産部農業技術環境課 安全農産物担当 TEL：023-630-2408
(公財)やまがた農業支援センター 県版GAP担当 TEL：023-642-2905

環境保全型農業に係る会議・イベント等の開催状況及び予定について

- 1 有機農産物ブランド化推進専門部会【7月19日(木)】(あこや会館)
 - ・ 次期山形県農業推進計画の概要について、委員5名の方から協議を頂いた。

- 2 エコエリア農楽隊【8月8日(水)】
 - ・ 最上地域のエコ農業を学ぶバスツアー。消費者・実需者22名が参加。
 - ・ 視察先は、舟形マッシュルーム、最上町アスパラガス生産協議会、最上地域有機農業オープンフィールド圃場、泉菜株式会社。
 - ・ ニューグランドホテル新庄で視察先農産物を使った昼食をとりながら、エコ農産物の販売・流通について意見交換を行った。

- 3 山形県産オーガニックマルシェ in イオンモール天童【8月26日(日)、11月11日(日)】
 - ・ イオンモール天童のイベントスペースで、生産者が有機農産物を対面販売。
 - ・ 8月26日(日): 庄内協同ファーム、舟形マッシュルーム
 - ・ 11月11日(日): 山形おきたま産直センター、イシイファーム
 - ・ マルシェ後1週間程度、イオンモール天童の青果売り場に生産者の販売棚を設置。

- 4 国際オーガニック EXP02018 (神奈川県横浜市)【8月30日(木)~9月1日(土)】
 - ・ オーガニック商品等に係る商談会に山形県として出展し、生産者7団体とやまがた有機農業の匠5名とともに全国へPR。
 - ・ 出展団体: 庄内協同ファーム、天恵農場、舟形マッシュルーム、山形おきたま産直センター、イシイファーム、太ももの会、MOA自然農法文化事業団
 - ・ 7団体中6団体が商談成立見込み。

- 5 県庁食堂「県産オーガニック・エコ農産物を使ったプレミアムランチウイーク」
 - ・ 県産有機農産物(有機JAS認証有)をメインに、県産エコ農産物をふんだんに使い、素材の味を活かした健康志向のメニューを提供。
 - ・ 第1弾: 9月3日(月)~7日(金)
<有機農産物: えだまめ、マッシュルーム、米>
 - ・ 第2弾: 10月29日(月)~11月2日(金)で調整中
 - ・ 1階食堂では予約制の「県産オーガニック米食べ比べプレミアム弁当」。9つの枠がある弁当で、3枠をオーガニック米の食べ比べに使用。米は「やまがた有機農業の匠」の米を日替わりで提供。
 - ・ 16階レストラン、議会サロンでは各シェフによる創作メニューを提供。

- 5 やまがたオーガニックフェスタ 2018【11月3日(土・祝)】
 - ・ 今年度で8回目となる消費者交流イベント。
 - ・ 主催は山形県有機農業者協議会やまがたオーガニックフェスタ実行委員会。
 - ・ これまで山形ビッグウイングを会場に開催していたが、今年度は初めてイオンモール天童2階の「イオンホール」を会場に開催。

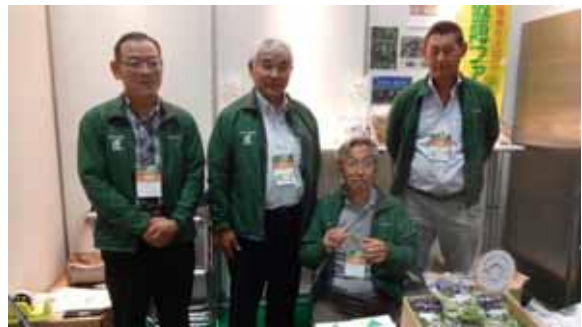
エコエリア農楽隊（8月8日（水））



山形県産オーガニックマルシェ in イオンモール天童（8月26日（日））



国際オーガニックEXPO2018（8月30日（木）～9月1日（土））



県庁食堂「県産オーガニック・エコ農産物を使ったプレミアムランチウィーク」
（9月3日（月）～7日（金））

